

令和 6 年 1 0 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和6年10月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和6年10月31日（木）午後2時45分から午後5時30分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
	19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
	21 番	塩原 至	23 番	二村 喜子
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 13人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推4 番	古家 豊和	推5 番	百瀬 文仁
	推7 番	上杉 壽和	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推13 番	清水 麻未
	推16 番	丸山 貴久	推17 番	太田 稔
	推18 番	百瀬 一郎		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人	22 番	古畑 英俊	24 番	上條信太郎
(2) 推進委員 5人	推3 番	梶原 知子	推6 番	赤羽 武史
	推8 番	石川 克彦	推14 番	原口 知明
	推15 番	平林 章司		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第168号～第170号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件
……………（議案第171号、第191号～第194号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第172号～第179号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第180号、第181号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第182号～第186号）

- カ 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……（議案第187号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第188号～第190号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和6年8月受付分）
- イ 令和6年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について
- ウ 令和6年度農業者年金加入推進活動について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

松本市遊休荒廃農地対策事業について

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	事 務 員	丸山 裕子
	農 政 課		課長補佐	川村 昌寛
		//	主 査	望月 優
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加
		//	事 務 員	山下 舞
		松本農業農村支援センター主 査		山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 7 番 松田 和久 委員
8 番 河西 穂高 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第 168 号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

丸山事務員。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

今月の新規就農者の説明をさせていただきますので、別紙資料の表紙の裏面をご覧ください。

今月は個人の方 1 名いらっしゃいます。

1 番、〇〇様、住所地は本郷地区、農地所在地は波田地区、1 筆、5.89 アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする就農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人お一人と伺っています。議案は 1 ページ 10 番に該当いたします。署名は本郷地区、柳澤農業委員及び波田地区、塩原農業委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元の委員から補足説明をお願いいたします。

波田地区、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 柳澤委員と波田の支所のところで〇〇さんから、いろいろお話を聞きました。〇〇さんは今、本郷地区におられますが、山形地区の古民家を買って、そこで暮らすということでもあります。波田の農地借りる場所につきましても、山形に近い場所で、かん水の施設もあります。いろいろと農業技術を教わるというのは、山形の住む場所のすぐ隣の方からいろいろと教わるということではありますが、私たちも今後見守っていきたいと思います。自家用消費中心ということでもありますので、また今後、米もやりたいということでもありますので、小さい面積の田んぼがありましたら、ぜひ〇〇さんのほうに任せようかなと考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項等ございませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼いたします。

別冊資料の１ページをご覧ください。

５－（１）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第１６８号になります。

合計のみ申し上げますので、５ページをご覧ください。

合計、一般、筆数１３筆、貸付け１０人、借入れ９人、
面積２万１，１００平米。

所有権の移転、筆数４筆、貸付け２人、借入れ２人、面積６，２１０平米。

第１８条２項６号関係、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、
面積３，２４４平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数３６筆、貸付け
２０人、借入れ１人、面積６万７，７２５平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数３０筆、貸付け１
人、借入れ１３人、面積５万４，１８５平米。

合計、筆数８４筆、貸付け３４人、借入れ２６人、面積１５万２，４６４
平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数３２筆、
面積６万２，１２７平米、集積率は７９．１１％です。

議案第１６８号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等
ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第１６８号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第１６９号 農用地利用集積計画の決定の件について上

程いたしますが、本件は委員に関する案件でありますので、農業委員会法
31条、議事参与の制限により、山田委員には退室をお願いいたします。

（山田農業委員 退席）

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第169号です。
6ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積9,641平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第169号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

〔質問、意見なし〕

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第169号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

〔全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
山田委員の入室をお願いいたします。

（山田農業委員 入室）

議 長 続きまして、議案第170号 農用地利用集積計画の決定の件及び議案第
191号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について
上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、倉科委員
には退室をお願いいたします。

（倉科農業委員 退席）

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、５－（１）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第１７０号及び５－（１）－イ、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第１９１号になります。

初めに、議案第１７０号についてご説明させていただきます。

合計のみ申し上げます。

別冊資料の６ページをご覧ください。

合計、筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積３，８９９平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は１００％です。

続いて、議案第１９１号です。

先日、さきに配付させていただいている資料の内容から件数が大幅に増えているため、差し替えの資料をご準備させていただきました。大変申し訳ありません。

右上に赤く「差替」と記載があるものをご覧ください。

８ページになります。

合計のみ申し上げます。

筆数１９筆、貸付け１０人、借入れ１人、面積４万５，６４９平米。

議案第１７０号及び議案第１９１号は以上になります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないので、ただいまから集約いたします。

議案第１７０号及び議案第１９１号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第１７１号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第１７１号です。

差し替え資料の１ページをご覧ください。

合計のみ申し上げますので、７ページをご覧ください。

合計、筆数２４１筆、貸付け１２８人、借入れ５６人、
面積４３万１，７１６平米。

議案第１７１号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第１７１号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第１９２号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件であり
ますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第１９２号です。

差し替え資料の９ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数４筆、貸付け４人、借入れ１人、面積５，０４８平米。

議案第１９２号は以上になります。

議 長

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第１９２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第１９３号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件であり
ますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第１９３号です。
合計のみ申し上げます。
差し替え資料の１０ページをご覧ください。
筆数９筆、貸付け５人、借入れ１人、面積１万７，０８９平米。
議案第１９３号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第１９３号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第194号 農用地利用集積等促進計画について意見聴取する件について上程いたしますが、本件は私に関係する案件でありますので、私は議事に参与できないので退出させていただき、議事の進行は会長代理をお願いいたします。

(田中農業委員 退席)

中川会長代理 初めて議長職を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、農政課から説明をお願いします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第194号です。
合計のみ申し上げます。
差し替え資料の11ページをご覧ください。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,821平米。
議案第194号は以上になります。

中川会長代理 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

中川会長代理 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第194号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

中川会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している田中委員の入室を許可いたします。

(田中農業委員 入室)

中川会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び田中会長に交代いたします。

議長 続きまして、議案第172号から179号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料 1 ページをご覧ください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
議案第 1 7 2 号から 1 7 4 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第 1 7 5 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第 1 7 6 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
2 ページをお願いいたします。
議案第 1 7 7 号は、所有農地との一体利用のため、所有権を移転するものです。
議案第 1 7 8 号、1 7 9 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を 3 ページに記載しております。
以上 8 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議 長 次に、地元委員の意見を求めます。
議案第 1 7 2 号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この〇〇さん、新規就農ということでもありますけれども、今まで両親が自宅の裏に隣接する農地を借りて家庭菜園を作っていたということで、その両親が亡くなりまして、引き続きそこを耕作したいということで、新規就農ということで申出がありまして、全く問題ないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、1 7 3、1 7 4、横山推進委員。

横山（竜）推進委員 よろしく申し上げます。

先日見てまいりました。現在、少し荒れていて、キュウリ栽培を恐らく下場でしていたところがちょっと荒れているという状況です。〇〇さんですが、新規就農者ということで、そこをきれいにして後にブルーベリーの畑をやりたいということです。本人は山形の〇〇に勤めていらっしゃるようで、やる気もあると聞いておりますので、全く問題ないと思っております。
以上です。

議 長 続きまして、1 7 5 号、河西委員。

河西農業委員 農地の現状ですけれども、地主さんがやや遠くにいて、通作が困難ということで、地元の人に保全管理をお願いしているという、そういう状況です。すぐそばの〇〇さんがそこを所有して、耕作するという話ですので、よろしいかと思われます。

議 長 続きまして、１７６号、武井委員。

武井農業委員 譲受人の〇〇さんですが、令和４年から〇〇さんの農地を農地中間管理機構を介して借りておりました。地主の〇〇さんですけれども、高齢で認知症のため、成年後見人を介して農地の買取りを要請したものでございまして、今回〇〇さんが取得するということでございます。〇〇さんは、ブドウ栽培につきましては新規就農者の育成をするなど意欲的な方ですので、問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、１７７号、小林委員。

小林農業委員 これは〇〇さんが亡くなりまして、〇〇さんにあげるというような契約を〇〇さんが亡くなる前にしていたらしくて、〇〇さんが６筆ぐらいもらうような感じになっていますけれども、その中で、１か所は本人の家の前にちょっと違法建築があるということと、もう一件、畑ですけれども、半分ぐらいもう山林化しているということで、誓約書も頂いていますので、〇〇さん本人はネギなど農業をやっていて、引き続き経営していただけるものと思います。

以上です。

議 長 １７８、１７９号、久保委員。

久保農業委員 １７８号、保福寺町宿場の跡ですけれども、〇〇さんはもう４年ぐらい前からこちら、四賀に移住してきまして、下限要件が撤廃されたということで、非常の農地を利用しやすくなったということで、今まで作っていた土地を正式に買い取って耕作していくということです。新規就農者として問題ありません。

次に１７９号、同じ保福寺町です。譲渡人の〇〇さんは県外にいて、耕作できない状況となっていて、今回、〇〇さんが古民家を購入して、それに付随している農地を自家用野菜でやるということで、新規就農者としても何ら問題がありません。

以上です。

議 長 上條補佐、１７７号の件ですが、農地取得には全部効率的要件が必要だけれども、今、地元委員の意見を聞いてみると、議論の余地があるようだが、その解釈はどのように考えているか。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 地元小林委員からも言われたように、誓約書がついておりまして、実はこの件については大分以前から事務局に相談がありまして、もう今は対応した職員はいませんが、相談履歴が残っていました。当時、転用の違反があるのですが、申請を進めてもいいよという返事をもう既にしてあることとなっています。今、会長が言われたように、全部効率的利用の要件を満たすには、違反の是正をしなければいけないということで、今回誓約書をつけさせました。

この誓約書については、「自己所有の下記の土地」、土地の表示がありまして、「農地法の許可を取らずに建物の一部が建っていることを認識しております。この違反転用の状態が是正しない限り、農地法に係る手続きができないことを承知します。また、このために松本市農業委員会に責任を負わせることはしないことを誓約いたします」ということで、譲受人の〇〇さんから提出されておりまして、これを担保として、この課題を是正しないと今後の農地転用はできないんだよということを確認させて、今回は3条許可申請は受けるけれども、次の農地法の手続きをする際には制限がかかるよということをも本人に認識をさせて、今回受けているところでございます。

以上です。

議 長 それで担保になる、誓約書でしょうか。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 こちらで記録を取ってありますので、本人が認識していたことを、次に転用等がある場合には必ず言えるというのが担保ということとなります。それを基に、今回3条申請を受けているということになります。

以上です。

議 長 質問、意見等あったら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、8件について一括して集約します。

農業委員に伺いますが、議案第172号から179号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第180号及び181号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたしますが、議案第181号に関連する議案第187号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件についても併せて上程します。
それでは、事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
まず、議案第180号、転用目的、通路です。
続きまして、議案第181号ですが、関連がありますので、議案187号から説明いたしますので、議案書の7ページ、ちょっと飛んでしましますが、お願いいたします。議案書の7ページご覧ください。
議案第187号、当初の計画は農業用物置用地であったものの、資金不足により事業に着手できずにいたが、事業のめどが立ったため、当時の計画に修正を加えて申請するものです。
では、4ページにまたお戻りください。
その計画変更申請を受けまして、議案第181号、計画変更の内容のとおり、転用目的、農業用施設（果樹苗木栽培）、農作業所、肥料置場として申請するものです。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
180号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 位置図の関係の7ページを開いてもらおうと分かりますが、面積は24平米ということで大変少ない面積で、この位置図のところに隣地は資材置場、駐車場で、農地転用済みとありますけれども、ここに資材置場と駐車場ができるため、この白く囲ってあるところがちょうど通路に当たるといことで、申請になっています。現状、農地は畑ということになっていますけれども、ここはちょうど住宅地帯の中で、畑にはならないところなので、ここで活用してもらおうしかこの土地の活用方法はないかなと思います。やむを得ないと考えます。

議 長 次に、議案第１８１号については、関連する１８７号を含めまして、横山竜大推進委員。

横山（竜）推進委員 よろしくをお願いします。

説明は先ほどの事務局等の説明のとおりでございます。

本人の〇〇さん、〇〇という苗木の会社を大きくやられていまして、その苗木を作ったりする倉庫、また肥料置場等々というところで、ただいま整然ときれいになっておりますし、何の問題もないかと思えます。

議 長 現地調査をしていただいた委員の意見を求めます。
議案第１８０号、１８１号、関連する１８７号を含めまして、小林委員。

小林農業委員 議案１８０号ですが、説明があったとおり奥に農地がありまして、そこに入る通路ですね、入り口がないということで申請が出て、特に問題はない。周り農地にも影響ないし、住宅の中ですので、問題ないと判断いたしました。

引き続き１８１号と１８７号ですけれども、これ、説明のとおり、用途変更から、ちょうど前も１回出たようで、今回資金がついたということで計画が出されて、見てきたところ、周りの農地なんかに影響ございませんので、やむを得ないと思えます。

議 長 ほかの委員でこの２件について何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

松田委員 議 長。

議 長 松田委員。

松田農業委員 １８７号の議案ですが、前回の計画が平成元年に転用許可がされているわけですが、それからもう既に３５年くらい経っています。毎月こういう４条、５条申請というのが上がってくるのだけれども、その後、許可されたものが、３５年間放置されていると言えば語弊ありますけれども、こういったことが認められると言ったらおかしいけれども、結局我々がこうやって一件一件審査しながらやって承認したものが、３５年間手つかずでいくということ自体が、これは問題じゃないかと思うのですよね。

だから、例えば認められたものを、例えば５年たってもそういうものができていなければ調査するだとか、何か指導しないと、全くこれ、形式的なことを審査しているような気がします。

だから、実質を伴った用途変更なりをするということはいいいと思うのですけれども、その辺のところをやっていかないと、ただ問題ありません。では承認しましょうとなると思うのですよね。その辺のところはどうなので

しょうか。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 今のお話のとおり、申請自体からもう３５年ほどたっているということになっております。多分、平成元年のときもそうだったのでけれども、県の許可書が下りたときには、必ず許可書の条件の中に工事の進捗状況報告を半年に１度しなさい、完成するまで出しなさいというふうな条件がついておりまして、平成元年ということですので、既にもう終わってなきゃいけないというところですが、我々も工事の進捗状況というのは、常に管理していますので、年に１度ですか、報告のない転用事業者には文書を発送し、工事の進捗状況を求めているというところなんです。３０何年間このまんまずっと放っておいていたというのはやはり事実ですので、進捗状況報告の方針等を許可権者の県と相談しながら進めていきたいと思っております。ご意見としてはもっともだと思います。

久保委員 議 長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 行政に肩持つわけじゃないけれども、忙しいから無理もないとは思いますが、しかし、このようなケースの場合に対してペナルティーがないというのは、今、松田委員のおっしゃるように、次の転用申請は受け付けないような対応はできないのでしょうか。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 本件の平成元年の許可書の写しが申請書に添付されていまして、見ると当時は許可条件の中に工事の進捗状況の報告を求める記載はありませんでした。許可条件としては、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供することということで、平成元年３月２０日に許可が下りているということがありまして、これを本来だったら追跡していかなきゃいけないのですけれども、それが例えばいつから工事の進捗状況報告を許可の条件につけたのが、すぐには即答できないのですけれども、だから、工事が遅れてしまっても、農業委員会事務局や長野県としても特に、許可条件にあれば強く言えるというところがあるのですけれども、当時の許可条件になかったので、やはりちょっとこちらのほうでも次の許可申請を受け付けないということではできません。

ただ、先ほど言われたように、もう何十年もある意味塩漬けされているような許可目的の工事が完了しないというところについては、少し整理をさせていただいて、県と相談しながら、こういった場合は県と一緒にパトロールしながら、もしくはこちらのほうで進捗状況報告の提出を促す通知を頻繁に出してやるとか、そういったものを考えていきたいと思っておりますので、少し検討しながら、工事の進捗を管理していきたいと思っております。

以上です。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 ただいまの意見に対して説明いただいたのですが、過去のものはもうどうしようもないところあるのですけれども、今現在は、法改正があったと思うので、そのところを説明いただければと思います。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 今の状態ですと、許可書の中の許可条件の中に、許可があってから3か月に1度ですか、工事の進捗状況を求めています。ですので、許可があった日から3か月に初めての進捗状況を出して、そこから6か月ごとに、例えば工事が25%終わりましたよ、30%になりましたよということで、最後は完了報告ということで100%というのが出てくるので、3か月までで終わるような工事、例えば一時転用とか、そういったものはすぐに出てくるのですけれども、3か月を超えて1年かかるところは、半年かけて工事の進捗状況を求めています。

求めて、来ないところについては、我々が提出を催促する文書を発送して、その転用事業者のほうから提出を求めているというのが年に2回ほどございます。

以上です。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件及び関連する議案第187号について集約します。

農業委員に伺いますが、議案180号及び181号、関連する187号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、全ての案件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第１８２号から１８６号 農地法第５条の規定による許可申請承認の件、５件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案書の５ページをお願いいたします。
農地法第５条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
議案第１８２号、転用目的、農家住宅、こちらは農業後継者の別棟住宅となっております。農振除外済みの案件です。
議案第１８３号、転用目的、太陽光発電施設です。太陽光条例許可済みです。
議案第１８４号、転用目的、農業用施設（糞摺り乾燥施設）となっております。こちら農振が通りまして、用途の変更済みとなっております。
６ページをお願いいたします。
議案第１８５号、転用目的、農業用施設、こちらは農家レストランです。農振の用途変更済みとなっております。
議案第１８６号、転用目的、住宅敷地、こちらは住宅用の倉庫となっております。こちら農振除外済みの案件です。こちらはやむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

あと、備考欄に太陽光条例許可済みという備考欄がある議案第１８３号をご覧ください。こちらの記載、太陽光条例許可済みとなっておりますが、正式な条例の名は、松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例になりまして、略しまして太陽光条例と記載しております。

こちらにつきましては、市長部局の環境・地域エネルギー課が窓口となっております。発電出力が１０キロワット以上の地上設置型の太陽光発電施設、営農型ではないので、これを宅地、農地等に設置する場合は、まず先ほど言った課に事前申請が必要となります。その事前申請の中で、農地に設置をするということであれば、農政課や農業委員会事務局のほうに照会が来まして、例えば農地法第５条の許可申請が必要ですか、周辺の農地に与える影響はないよう対策を講じてくださいとか、農地への雨水の流出は避けてくださいとかという内容を回答して、環境・地域エネルギー課で関係課の意見をまとめまして、設置事業者のほうにお渡しします。その後、住民説明会がありまして、住民に告知をして、説明会を開きます。その説明会に参加された方々などから意見があった場合は、意見書の提出をすることができまして、その意見書を基に、再度設置事業者が説明会を開いて、回答していくと。その後、全ての課題が解決されたのち、発電施設

設置の許可申請を市に行いまして、このたび市の許可が下りたということで、農地法5条許可申請が出てきたというものです。

こちらにつきましては、農地転用許可の一般基準の中の1つの中に、申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったことまたはこれらの処分がされる見込みがないことについては受け付けできませんという農地法施行規則の条項がありますので、今回、太陽光発電施設設置の市の許可書の写しが添付されてきましたので、今回の申請となったものでございます。

では、以上で先ほど話した5条の申請のほうを終わらせていただきます。どうぞ審議をよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を伺います。
182号、細江委員。

細江農業委員 182号ですけれども、先日、手塚推進委員と現地確認をしてまいりました。土地は住宅と住宅の間の土地で、現在は自家用野菜畑になっておりました。北側は道に面しておりますし、後継者の別棟住宅ということで、問題はありませんでした。
以上です。

議 長 183、184号、横山推進委員。

横山（竜）推進委員 よろしくお願ひします。

先ほど説明がありました太陽光発電施設の場所ではありますが、河川敷でありまして、現在は、写真等々もありますけれども、軽度の草が生えているという感じで、比較的管理されているのかなと思いました。太陽光パネルが立ったりしても、周りの畑には影響はないものと考えます。

次、184号ですけれども、〇〇さんのところ、今井の中で大きく水稻栽培をされておりまして、若手のホープと言われるくらい一生懸命やられて、優秀な方です。それがいよいよ規模拡大、今のもみすり場等々では手狭ということで、さらに今井の農業を担うべき規模拡大をするという勇敢な成年でございます。周りに影響もないものですから、大丈夫だと思います。

議 長 185号、小林委員。

小林農業委員 185号ですが、農家レストランを田んぼに造るということで、アップルパイを作るみたいですけれども、近くにリンゴ園があって、いろいろ道幅とか検討して、そこしかないということで、最終的に決められたようです。それで、農振も用途変更が済んでいますし、計画の施設の業者も決まっているらしく、資金も国の補助金を使ってやるということで、その目星も立っているということで、本人も若くて、結構リンゴ園なんかやっているの

で、大丈夫だと思いますの。

議 長 186号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんが住宅用倉庫としての住宅敷地のために、〇〇さん所有の農地204平米の所有権移転を行うものです。場所は〇〇集落、梓川の地域でも最も上の集落の1つになりますけれども、その〇〇の〇〇から北へ50メートルほど行った主要地方道塩尻鍋割穂高線と松本市道に挟まれた場所になります。当該農地、写真を見ていただきますと、手前側が県道です。建物を挟んで奥に松本市道が走っておりまして、写真右手がご自宅、それから左側は第三者の方の農業用倉庫ということで、四方をそれぞれ囲まれておりまして、ちょっと農地としての利用は難しい場所かなと判断いたしました。〇〇さんご自身は、この宅地を購入した際に、既に現在の状況になっておりまして、ご本人、住宅用の倉庫として利用したいということで、今回の申請が行われていると。周辺の農業に与える影響はないと考えますので、本件における追認の転用申請につきましては、やむを得ないものと考えております。

議 長 それでは、現地確認した農業委員の意見を伺います。
182号を小林委員、183号から186号を武井委員。

小林農業委員 182号ですが、地元委員の意見があったように、後継者の住宅を建てるということで、前に実家がありまして、家庭菜園みたいなところに建てられるということで、問題ないと思います。

武井農業委員 183号ですが、先ほど事務局から説明いただいたとおりでございまして、市の新しい条例に基づいて周辺住民への説明会を開いて、理解を得ているということで、周辺農地への影響もないと判断しましたので、問題ないというふうに見てきました。

184号ですが、先ほどのお話のとおりでございしますが、お父さんも何か子供たちに〇〇ということでもって毎年新聞に記載されているとおりでございすけれども、親子で活躍中であるということでございすし、今井の担い手としてこれからも頑張ってくださいということで、周辺の農地に与える影響もないと判断しましたので、問題ないと思います。

185号ですね、先ほど小林委員のとおりでございす。若手で、リンゴの栽培農家でもありますし、レストランということでございすので、これから岡田地域の活性化にもつながるということでございすので、問題ないというふうに判断しました。

186号ですが、倉科委員の説明のとおりでございす。周辺農地、道路、倉庫、住宅に囲まれておりますので、周辺農地に影響もないというふうに判断しました。追認はやむを得ないものと思います。

議 長 上條補佐、農家レストランは、農振農用地の中でできるという要件は、建築基準法も含めた中で、どういう要件で取れるのですか。

上條局長補佐 議 長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案第185号につきましては、農振の用途変更ということなので、農振除外したということではなくて、農振の青地でありながら、農地から農業用施設用地へ区分を変更したものとなっています。

久保農業委員 議 長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 青地でレストランを作るってできないのではないですか。

議 長 この行為自体はいいです。全然いいのだけれども、よくワイナリーの話になるのだけれども、東御市で有名人が畑の広い真ん中でワイナリー造っていますが、山辺にしろ、青地になっていれば、これは駄目です。駄目というか、書類すら駄目ってなるのだけれども、この辺の整理の仕方がちょっと分からない。

藤井主任 議 長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。
今回の岡田の案件ですが、農振の手続をしております。その際の農振法上の扱い、農業用施設（農家レストラン）という形で農振の用途変更がされています。
農地法の扱いなのですが、あくまでもこの土地は、要は農振農用地の中の用途が農業用施設用地（農家レストラン）という位置づけの今は農地です。そこを農地転用となりますと、農地法上の扱いは、農振法に規定された用途に基づいての転用であれば、許可できるという要件になりまして、あくまでも農業用施設（農家レストラン）というのは、農振法上の位置づけがそういった目的であって、そのとおりの目的で農地法は申請さえしていただければ許可ができるということになっておりますので、できるもの自体はアップルパイ工房が出来上がると聞いておりますが、それが農業用施設なのかということについては、農政課の範疇になるので、私がお答えできる権限を越えて、あくまでも農振のほうで農業用施設用地（農家レストラン）にもう既になっている土地をその目的どおりで転用するというこ

となので、農地法は転用ができるというものです。
以上になります。

議 長 まず、農振を除外するに当たって、農家レストランで除外してきたから、ここへ農家レストランの名前で5条の許可申請出てきた。それについて、5条許可申請の承認の賛否を問えということで、その前段の農振を除外する時点の今問題だということで理解していいか。

藤井主任 前提として、この土地は農振の農用地区域の土地のままです。あくまでも農振の中の用途を農業用施設（農家レストラン）という用途に変えてある土地なので、いわゆる青地と同じ制限を受け続けますので、誰でも何でもできるような土地では今後もないです。

今後、仮に違うことをやりたいということであれば、新たな農振法の手続からスタートになりますが、あくまでも農業委員会で審査する農地転用については、そこが耕作できる土地でなくなるか、耕作できる土地でなくすということになるので、もう建物ができて、実際にアップルパイ工房ができれば、そこは耕作できる土地ではなくなるので、農地法上の農地ではなくなります。ただ、農振農用地としては残り続けます。

議 長 ほかに質問、意見等なければ、集約します。

〔質問、意見なし〕

議 長 ないようですので、農地法第5条の規定による案件、5件について、一括して集約します。

農業委員に伺いますが、議案第182号から186号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第188号から190号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程します。
事務局から説明をお願いします。
上條補佐。

上條局長補佐 8ページをお願いいたします。
議案第188号、群馬県北群馬郡榛東村にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
議案第189号、井川城にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。
9ページをお願いいたします。
議案第190号、岡田松岡にお住まいの〇〇さんが証明を受けるものです。

以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員の意見を伺います。
議案第188号及び189号について、百瀬委員。

百瀬農業委員 188号ですけれども、位置図の15ページにございますけれども、市街化の農地です。定期的には草が刈られているような状況でしたので、管理されているということになると思います。
それから、189号は野菜を、自家消費用の野菜が栽培されておりましたので、農地として適切に管理されていることを確認いたしました。
以上です。

議長 議案第190号、小林委員。

小林農業委員 190号、〇〇さんの件ですが、この方はほかにも農地がありまして、特に市街化の3筆ですね、それを20年か、営農、納税猶予につけている証明をもらうものですが、それについて見てきまして、ブドウとか柿、あとネギとか、周りにちょっと草はあったけれども、全体的には耕作しているので、問題ないと思います。
以上です。

議長 ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから一括して集約します。
議案第188号から190号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項について説明いたします。
ただ、本日、追加資料として、机に置きました農地法第4条の規定による

農業用施設の届出の件、そちらが力の場所になりますので、アからオまでは報告事項で載せてありますけれども、追加で力の農業用施設の届出の件を報告させていただきます。大変申し訳ございません。

これらの書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料１０ページからご覧ください。

１０ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、８件、１１ページ、農地の形状変更実施に伴う届出の件、１件、１２ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、１１件、１３ページ、農地法第４条の規定による届出の件、２件、１４ページから１５ページ、農地法第５条の規定による届出の件、１０件、そして本日お配りしました追加資料、農地法第４条の規定による農業用施設届出の件、１件。

以上となります。よろしくお願いします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきををお願いします。

農地に関係する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩いたします。

それでは、午後４時２０分再開いたします。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。

次に、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 農政課の農業政策担当の望月と申します。よろしくお願いいたします。

協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和６年８月受付分）をご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

では、資料の１６ページご覧ください。

（１）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は軽微変更２件、合計６０３平米についてご協議いただきます。

次に、資料１７ページご覧ください。

（２）経過は、資料に記載のとおりで、今年の８月に申出を受け、各地区

農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日、農業委員会でご協議いただくことになりました。

(3) 今後の予定も資料に記載のとおりです。

今回の案件について、軽微変更関係につきましては、本日承認いただきました後、完了公告と申出者等への通知がなされます。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
 質問、意見をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 特にないようですので、次に進みます。
 続いて、変更案の協議に入ります。
 軽微変更について説明をお願いいたします。
 望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料18ページご覧ください。

整備計画変更一覧表について、個別案件ごと左から番号を振ってあります。一番下には別冊の変更申出位置図のページが記載してありますので、併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

番号1、寿地区です。申出者は農業を営んでいますが、高齢で後継者もないため、新規就農者に農地を貸し出したり、農業に興味を持つ近隣住民と共に農地を耕作しています。しかしながら、これらの方々が利用する駐車場や資材置場のスペースが不足しているため、新たに農業用資材置場兼駐車場を計画したものです。申出者の所有地及び他者の所有地で建設地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみであったことから、申出地を選出しました。農業用資材置場及び農業用車両の駐車場として、敷地面積641平米のうち195平米を軽微変更するものです。

続きまして、番号2、梓川地区の案件です。申出者は農業経営の安定、拡大のため、農業用機械の置場及び水稻の乾燥調整施設を必要としていることから、これらの建築を計画したものです。申出者の所有地、その他土地も検討しましたが、自宅敷地にはスペースがなく、農業経営をする上で効率的な場所を検討した結果、敵地は申出地のみであったことから、水稻の乾燥調整施設及び農業用車両の駐車場として408平米を転用するものです。

以上、軽微変更2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 地元の委員の方で補足等ありましたら、お願いします。
 河西委員。

河西農業委員 先ほどの説明のとおりですが、市民農園みたいなものをやるに当たって、そこに耕作に来る人たちの主に駐車場ですね。農機具置場というのは一部だけでという計画になっています。

議 長 倉科委員。

倉科農業委員 ○○さんは地区で担い手として頑張っておりますので、必要な施設用地ということで、私も現場を見てきましたけれども、自分の家の周りでそういった施設を建てたいということでしたので、特に問題はないかなと判断しております。

議 長 ありがとうございます。
全体を通じまして全ての委員の皆さん、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
軽微変更2件、603平米については、了承すると集約したいと思います
が、承認していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件については了承すると集約いたします。
次に、協議事項のイ、令和6年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 事務局から説明をいたします。
事務局の田中です。
まずは、令和6年の利用状況調査を実施していただいた皆様、タブレットの入力などご対応いただきまして、大変ありがとうございました。
早速ですが、資料19ページをご覧ください。
本日の要旨は、農地法第30条に基づく利用状況調査結果の報告と32条に基づく利用意向調査の実施について協議するものです。
2、利用状況調査の概要です。
ちょうど今、ブロック会議で説明して回っているものなんですけれども、まだの地区や新任の委員さんもいらっしゃいますので、改めて簡単に説明いたします。

21ページの別紙1をご覧ください。

毎年8月頃農地のパトロールをした結果、遊休農地の報告をしていただいております。ここで遊休農地とされた農地の一部については、利用意向調査というアンケートのようなものを事務局から発送します。これが今まさに皆さんから承認していただこうとしている調査です。

この調査は、3つの選択肢より回答していただき、機構の利用を希望した筆は、事務局から機構へ借受けの打診をしまして、基準に達した農地を機構が借り受けることで遊休農地の解消を図るというものです。

ただ、2番と3番を回答したけれども、そのとおりに行動されていないとか、そもそも回答されていないという農地については、時間を置いて改めて事務局から、もう機構へこういう農地借りてくれませんかということで再度打診をしまして、そこでまた機構が借りてもいいよと言ってくださった農地について、協議の勧告というものを所有者に出します。ここでまた借受けが進めば、再度遊休農地の解消が図れるということで、ここまですが農地法に定められた遊休農地に関する措置の該当になります。

19ページに戻りまして、3番、利用状況調査の実施状況として、皆さんの地区の実施状況を別紙に、22ページに一覧にしております。お一人で長時間かけて対応していただいた地区や地域ぐるみ皆さんで実施していただいた地区など、パトロールの形態は地区ごとに異なりますけれども、期間内にお答えをいただいて、大変ありがとうございました。

では、19ページの4番です。利用状況調査の結果になりますが、今年度は再生可能な農地2号、1号緑、1号黄色と呼ばれるものが約5ヘクタールほど減少しました。新規の遊休農地発生約9ヘクタールがあるわけですが、耕作解消による解消も4ヘクタールほど見られますので、できれば緑区分のうちに耕作再開につながるよう、最適化活動の中で意識していただければと思います。

再生困難な農地は約7ヘクタール増加しております。荒廃地の解消や軽減も見られますが、やはりある程度荒廃してしまうと、再生困難農地からもう出ることが、移行することが難しいのではないかと現状を裏づけるような結果になりました。

この再生困難農地28、2ヘクタールの中から、今後非農地判断を実施しまして、農地台帳から削除する筆も出てきますので、年度末には再生困難農地の面積は若干減る予定です。

地区別に集計した結果は24ページにございますので、また各自ご確認をお願いいたします。

このような結果を受けまして、農地法の32条、利用状況調査の結果、遊休農地であると判定された農地に対し、その農地の農業上の利用の意向について調査するという定めがありますので、利用意向調査を行います。

調査対象は、5番の(2)のとおりですけれども、この条件に当てはまる調査対象が175筆、対象者で139人になります。詳細な名簿は、別冊としてお配りしたものの6ページより後ろのA3の大きな紙で一覧にしております。

この対象者の皆さんに送る書類の見本は、別冊資料の3、4ページ、あとは5ページ、6ページのこちらに送り返していただく紙になります。11月20日に発送しまして、1か月後の12月21日までに返答をお願いするものです。

ここで、この調査をするに当たりまして、委員の皆さんにお願いしたい点は、まず1つ目ですけれども、別冊の名簿の中に委員の皆さんが事情を把握されていて、ちょっとトラブルになるんじゃないかなと懸念されるようなものがありましたら、あらかじめこちらにご連絡、11月上旬ぐらいまでにご連絡いただければ、ちょっと調査は控えようと思いますので、そこに載っているけれども解消したよとか、そういうところですね、ちょっと簡単に目を通していただいて、ご連絡をお願いいたします。

2つ目なんですけれども、この調査を受け取った方から何か急に難しい文書が送られてきたとか、税金が上がるって書いてあるけれどもどういうことということで、皆さんに万が一お問合せがありましたら、別冊資料の可能な範囲内でご対応いただきまして、質問が細部に及ぶ場合は、ぜひ事務局につないでいただければと思います。

委員の皆さんで遊休農地を解消するための何か補助がないのというような質問等いただくもんですから、今日ご紹介しようと思ったんですが、この後、市で行っている遊休荒廃地対策事業の説明がちょうどございますので、この後の説明をちょっと聞いていただければと思います。

簡単な説明で大変恐縮ですけれども、限られた時間と人数で今年度も利用状況調査を実施していただいて、ありがとうございました。

また、終わったばかりで大変恐縮なんですけれども、来年度に向けて、また日々のパトロールでちょっとずつまた農地回りをしていただければと思います。

すみません、私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これ以降、推進委員の皆さんも含めて意見、また集約をお願いします。

この議題に対しまして、質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

こういうことですので、それぞれ立場でできる限りの対応をお願いしたいと思います。

なければ、集約を行います。

出席全委員の方に伺います。本件については、了承したと集約してもよろしいでしょうか。いただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆様には、これから実施する状況調査にそれぞれのお立場でご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、協議事項のウ、令和6年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

丸山事務員。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

総会資料本冊とは別に事前に総会資料と一緒にに入れて送付いたしました表紙に「令和6年農業者年金加入推進名簿」と書かれた名簿と加入推進活動記録簿をお手元にご準備ください。

今回の協議事項は、令和6年度農業者年金加入推進活動についてです。

総会資料26ページになります。

令和5年度から令和9年度を対象期間とする第5期中期目標において、若い農業者の方及び女性農業者に重点を置いた制度の周知徹底及び対象期間の終了時までの新規加入者における数値目標が示されました。この目標に向けて加入目標が達成できるよう、取組を協議していただくものです。

加入推進強化月間については、長野県の策定により令和6年11月から令和7年2月を加入推進強化月間に設定しております。

また、松本市における加入目標数も同様に、県の策定により、新規加入者は9人、そのうち20歳から29歳までの新規加入者は5人、女性は4人となっております。

加入推進の方法ですが、表紙に「令和6年度農業者年金加入推進名簿」と書かれている名簿がございます。名簿には認定農業者の方とそのご家族で家族経営協定を締結されている方の中から、農業者年金に未加入の方を抽出させていただきました。こちらに記載されている方を中心に、戸別訪問等により加入推進活動をお願いいたします。

加入推進名簿には個人情報が多く含まれておりますので、お取扱いには十分注意していただくとともに、コピー等は控えていただきますようお願い申し上げます。

また、農業者年金の加入要件の1つに、国民年金第1号被保険者である必要がありますが、個人情報の関係で、市の年金担当から情報入手が不可能なため、名簿に登載されている方が国民年金第1号被保険者の該当者かどうか確認することができておりません。誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、名簿の備考欄には、令和4年度及び令和5年度の加入推進状況について記載させていただいておりますので、ご確認ください。

また、今回お渡しした名簿に登載がある方以外でも、農業者同士の会議の場を通じて制度の周知や加入の働きかけを行っていただければと思います。

先月19日に開催された農業者年金特別研修会において、農業者年金新規加入者にアンケートを取ったところ、約7割の方が農業者年金の名前や制度そのものについて全く知らなかったと回答し、農業委員、推進委員及びJAの方の加入推進活動によって農業者年金のことを知った方が非常に多かったと伺いました。

また、農業をされているご夫婦どちらも農業者年金に加入することで老後の生活が充実すること、万が一、旦那様が先に亡くなられてしまった場合、奥様も加入されていないと、国民年金のみの受給となってしまうので、ご夫婦で加入されることを推奨されていました。

そしてまた、収入が少ないため加入が難しいという若い農業者の方もいらっしゃると思います。令和4年1月より、35歳未満で政策支援加入の要件に該当しない方も月額1万円より選択可能となりましたので、ゆとりが出てきましたら、少しずつ増額することも可能です。ぜひ若い農業者の方にもこういう制度があるよという加入推進をしていただきたいとお話しされていました。

農業者年金は、農業者の方が加入できるお得な制度でもあります。先ほど田中会長もおっしゃっていましたが、地域の方にはこのような制度があるという周知を第一とし、それとともに加入の働きかけを行っていただければと思っています。

本日、お手元にリーフレットを4冊ほどご用意させていただきました。また、会議室の後ろのほうに普及啓発グッズもご用意させていただきました。こちらは今年9月末で解散した農業者年金協議会の残余金で購入したものでございます。加入推進の活動の際にぜひご活用ください。

最後に、活動内容の報告についてお願いでございます。

総会資料及び様式1、令和6年度農業者年金加入推進活動記録簿をご覧ください。

加入推進活動を実施された場合、タブレット入力による活動記録簿と併せてこちらもご記入ください。こちらの農業者年金加入推進活動記録簿は、提出期限を来年の2月末とさせていただきます。2月の定例総会の際にお持ちいただきますようお願い申し上げます。

活動報告に基づきまして、協議事項6に記載しております加入活動推進報償費を令和7年3月に支給する予定でございます。

報告が2種類となってしまう大変恐縮ですが、こちらの紙の活動記録簿を会計事務における証拠書類とするとともに、タブレットの活動記録と整合を取ることを目的としております。それから、具体的な活動内容や結果等についてもお聞きしたいので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、タブレットによる活動記録簿につきましては、加入推進活動を実施された場合、項目は法人化、その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供の中にあります②農業者年金の普及推進となりますので、活動日、活動時間、相手方のお名前、活動場所等を記入し、ご報告よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 お願いします。ご協力をお願いします。
なければ、これより集約を行います。
ご出席の全委員の方にお伺いします。本件についてはご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
農業委員、推進委員の皆さんは、農業者年金の計画的な加入推進に格別なご配慮をお願いいたします。
次に、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。
28ページお願いします。
10月の主要会務報告です。
10月1日、新規採用職員辞令交付式に会長に出席をしていただいております。
10月3日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会大会会長会議に会長に出席をしていただいております。
10月10日から11日、長野県19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議に会長と事務局長が出席しております。
10月11日、西部ブロック研修・懇談会が行われました。
10月16日、長野県農村生活マイスター協会松本の視察研修に倉科委員と山田委員に出席をしていただいております。
10月18日、長野県農業委員会女性協議会第2回役員会に二村委員に出席をしていただいております。
10月23日、南部ブロック研修・懇談会と、併せて南部ブロック活動を行っていただいております。
10月28日、北信越ブロック女性農業委員研修会に二村委員と村山委員に出席をしていただいております。
10月29日、北東部ブロック研修・懇談会と北東部のブロック活動を行っていただいております。

次のページ、29ページ、当面の予定をお願いいたします。

11月3日、第67回まつもと市民祭表彰式典が行われ、会長出席の予定ですが、市民祭に表彰される方がいらっしゃいます。地域農業の発展に貢献された方で、その功績に対して表彰されるというものです。松本市農業委員会からは、有功表彰として、元委員であった河野さん、功労表彰として、太田辰男さん、橋本実嗣さん、三村晴夫さんが表彰される予定です。また、農林業功労者として、二村委員と橋本実嗣さん、原推進委員と三村晴夫さんが表彰される予定となっております。おめでとうございます。

続いて、こちらに記載ありませんが、11月7日です。河西部ブロック研修が島立公民館で3時から行われますので、よろしくお願いいたします。

11月20日、農地転用現地確認が中川委員と久保委員ですので、よろしくお願いいたします。

11月21日、第9回長野県農業委員会大会と長野県農業会議創立70周年記念式典がありますので、委員の皆様にはご出席をお願いいたします。また、同大会において、農業者年金推進活動功労者表彰式に会長に出席をしていただきます。

市の大型バスで移動します。集合は松本市役所の東庁舎前です。9時15分出発です。9時10分には集合をお願いいたします。

また、昼食はそばのお店で昼食を取る予定です。そばアレルギーのある方は事前にご連絡をお願いいたします。

11月27日に11月の定例総会、場所は議員協議会室ですので、東庁舎になりますので、お間違えのないようお願いいたします。

11月28日に全国農業委員会会長代表者集會に会長に出席をしていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、皆様のほうで何かありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他に入ります。

その他、まず先に、ここに追加資料で令和4年度松本市農業施策意見書というのがお手元にあると思いますけれども、初めての方もいらっしゃると思いますが、随時といいますか、適宜、我々農業委員会で市長に対する農業施策に対する意見書を取りまとめて提出し、それを実施に移していただいております。今年は改選の時期で、その営みができませんでしたが、次年度、またそれぞれ皆さんのご意見を賜る中で、松本市の農政、また一般的な行政の中でもいいんですが、その辺の提案を申し上げる。それ

をまとめていただくのが、振興委員会で主に精査した中での提出するというような営みでありますので、またその時期になったら、皆さんにご協力をお願いする場面が多々出ると思います。

そのほかに、大分果実もあるわけですが、その1つ、令和4年の中で、それぞれの地区の課題を解決するためのコア会議をつくって、解決するための営みをしよう。前段でも挨拶で申し上げましたが、それが具体化して、農政課のほうで事務局となって進んでおります。昨日、その一旦とした中での今井で芽出しが行われました。その内容を横山委員に報告していただいた後、そのコア会議の座長であります柳澤委員に一言コメントをいただければと思いますので、横山委員、よろしくお願いいたします。

横山（竜）推進委員 よろしくお願ひしたいと思います。

私ども、松本市農業プラットフォームというものを立ち上げておまして、その活動の一部としまして、農業観光ということが挙がっています。今井地区を取りあえず中心として今、動いておるわけですがけれども、私の目標というか、地域の目標として、農業観光、農業のDX、教育、荒廃地対策というところを4本柱として、これからも活動を邁進していきたいというようなところでございます。

それで、資料にございますように、昨日、リハーサルと言ったか、お客さんからいずれお金を取るに当たって、不備がないよう何回か練習をしてみようと、取りあえずやってみるというところがみんなの合言葉になっております。

それで、昨日ですが、農政課、観光課、県の普及センター、松本コンベンションセンターの職員の方、そして地元農家、総勢20名弱かな、ちょっと部分的にいらっしゃった人がいるから、20名強だったかもしれないですけれども、の参加で執り行いました。

午前中は、〇〇氏のリンゴ園で、もぎ取りとか、リンゴで使う高所作業車の運転をして、高いところに上がったり下りたりとか、あと草刈りモアでもって、こういうふうに草刈るんだよとか、そんな実演も執り行いながら、リンゴの取り方とか、あと選果もしていただきました。選果の仕方、傷のあるもの、ないもの、傷が深いものとか、何か4つか5つくらいに分けていましたけれども、参加者の皆さんもそれぞれ楽しめたのかなと思っていましたし、何よりも〇〇氏のリンゴ園にはいろいろなリンゴがございまして、その試食という部分では、女性陣を中心に喜んでおられたかなと思っています。

昼食のときに私のほうの圃場、屋根が大分ありますんで、そちらのほうに移動していただきまして、地元で取れた新米の塩むすびと豚汁というので昼食を取りました。

豚汁も、今井で作られているSPF豚というブランド豚の肉を使っていたいて、大変おいしい昼食になりました。塩むすびがこんなにうまいなと思ったのは昨日が初めてでございまして、畑で食べるものはおいしい。ましてや新米であればなおさらおいしいというようなところで、参加者のほ

うからも評価をいただいたところでございます。

その後、午後は私の雨よけハウス、ブドウの雨よけハウスに移動しまして、若干シャインマスカットが収穫残っておりまして、それを皆さんで収穫をしていただいて、その収穫していただいたブドウを、やはりお昼を食べたその作業小屋のほうに持ち込んでいただき、ご存じの方もいるかと思いますが、分太という引き算ばかりがありまして、その分太がブドウを取ると、2 Lとか、3 Lとか、4 Lとか言ってくれるんですね。そんなような新しい、最新型なのか分からないですけれども、はかりを使いながら選果してもらい、それでその選果したものをうちのパートさんたちが荷造りしているところに運び込んでもらって、荷造りをしてもらうというようなブドウの出荷の一連の体験もしていただきました。

それが終わりました、ちょっと意見交換という中で、今日参加してみた感想、問題点等々を皆さんからお伺いして、その後にバーベキューという形で、ちょっと奮発しまして、やはりブランド豚であるSPF豚と信州プレミアム牛という、それと道の駅の好意でマツタケ御飯を炊いていただきまして、それを農場に持ち込みまして、皆さんで食べました。17、8名が最後までいたと思うんですけれども、1升5合あったマツタケ御飯が空っぽになっていまして、当初持ち込まれたときは、残ったご飯を私は3日は食わなきゃいけないかなと思っておったんですけれども、全然奥さんの分までなかった。「私の分は」とうちに帰ってから言われて、「ない」と言って、怒られましたけれども、そのぐらい盛況の中で執り行われました。

まずもって皆さん、ご協力いただいた皆さんに感謝を申し上げますが、これが次につながるように、次に、さらに、そしてまたさらに次に、5月くらいには、実際お金を払っていただくお客さんを入れて実演していく。それで、9月の収穫期には、もう大々的に大きく宣伝して、多くの人たちが農業観光をしていただき、農業に興味を持ってもらうというような方向づけができればなと思っていますので、皆さんもまた協力していただきながら、頑張ってもらいたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、柳澤委員長、お願いします。

柳澤農業委員

昨日このまずはやってみるというモニターさんは大分盛況だったようで、よかったと思います。

実は、なぜこういうことを始めるのかというと、先ほど皆さんのお手元にお配りしていただいた令和4年度の松本市農業施策に関する意見書に基づいて、松本の農業の振興のために、いろいろな課題を出して、その課題の中から具体的に着手できる、そういう検討内容を2つ実は昨年度の活動の中でピックアップしたんですね。その1つが、この今、横山さんに説明していただいた農業の観光。つまりその目的は、松本の農業を外部に発信し

ていくことによって、農業に携わる新規の就農者、こういう人たちが確保できたらということで、まずその第一歩をスタートしたということです。たまたま途中、市長選等があって、コア会議の活動はちょっとお休みになっていたんですけれども、また今年の11月、12月くらいには多分またスタートすると思います。

そのコア会議の活動の中から出てきたこの農業と観光について、今年の夏くらいから今こうして準備をし、少しずつ動き出したということです。これがさらに発展していくということを期待しています。

実は、今日、もう一人、梶原推進委員がいらっしゃるんですけれども、梶原さんが中心になって動いているのは、特に中山間地の荒廃地を活用していくということで、何ができるかということで、今始めているのは、四賀地区に焦点を絞って、四賀地区で作る特に有機野菜等を中心に、その野菜を作って、取りあえず四賀の小・中学校の学校給食に提供していくというふうなことで、こちらのほうも準備が今、始まっています。

具体的に、学校給食でどんな野菜をどの程度使うのか、どのくらいの価格で提供したらいいのかというふうな、かなり具体的な検討が今、進んできております。

そんなことで、課題はこの2つに限らないで、コア会議の中では幾つか出ているんですけれども、一度には取り組めないのも、一つ一つ着実に前に進めて、そして松本市の農業の振興に寄与できればというふうに考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

またそれぞれ意見あると思いますが、またそれぞれ時期にまた出していただいて、皆さんと協力していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、松本市遊休荒廃農地対策事業についてということで、農政課から説明をお願いいたします。

山下事務員。

山下（農政課）事務員 それでは、お手元の資料の中で、松本市遊休荒廃農地対策事業という資料があると思うんですけれども、そちらをご覧ください。

こちらの事業は、松本市農政課のほうで実施している事業でして、市で単独で行っている事業になっております。

この事業について、今年度少しまだ予算のほうに余裕があるということで、まだまだ松本市の中にある遊休農地解消のために、ぜひこの予算、今年度全額使い切りたいという方向でこちらも検討しておりますので、まずは農業委員の皆様はこちらの事業について、ちょっとご紹介のほうをさせていただきたいと思います。

まず、事業概要についてですが、遊休荒廃農地の解消を図るために、その農地を再活用する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとい

うことで、松本市の中で遊休荒廃農地、まだまだ減少傾向ではないと思うので、そういった農地をぜひ再活用して、今後の農業の発展につなげていくための補助の事業となっております。

そして、補助の対象者についてですが、遊休荒廃農地を取得または賃借する者ということで、新たに農地を取得か賃借をして、今後継続して耕作をしていただける方を申請の対象としております。

3番、対象農地の要件ですが、この事業の中で定めている遊休荒廃農地の条件ですが、まず2年以上耕作されていないこと、そしてその所有者、地主の方に耕作の意思がもうないということ、そして生産調整による自己保全管理の農地ではないということ、この3点が遊休荒廃農地としてのこの事業を使う条件となっております。

そして、補助金額についてですが、1アール当たり2,300円から7,000円以内ということで、下の表にあります対象経費にもつながってくるんですが、復元の目的によって補助額が算定が違いまして、1番の自己の耕作のための復元に要する経費、そして市民農園を開設するための復元に要する経費ですと、1アール当たり3,500円以内、そして景観作物の作付のための復元に要する経費、こちらですと少し補助額下がります、1アール当たり2,300円以内と、こういったふうに補助額の条件が定められておりますが、下の注意書きにありますように、特に荒廃が著しいと認められる土地は、補助金額の100分の100に相当する額を加算ということで、例えば1番と2番ですと、単純に倍になりまして、1アール当たり7,000円以内の補助がつく。3番ですと、1アール当たり4,600円以内の補助がつくというふうに対象経費、補助金額ともになっております。

申請者の方に課されます交付の条件ですが、まずはこの補助を受けた場合に、5年以上継続して耕作していただくことというのが条件となっております。申請時に5年間の作付計画書というものを提出していただいておりますので、こちらのほうが条件となっております、2番の当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員様が遊休荒廃農地対策事業として適当であると認めるものということで、この申請の際には、農業委員様のほうにもご署名をいただく欄がありまして、必要に応じて現地を一緒に確認に行っていただくということも実施しておりますので、何かとご協力いただく機会が多い事業となっておりますので、ぜひこの事業についても知っておいていただきたいなというふうに思っております。

最後、今年度の令和6年度の事業実施についてですが、今年度予算の残額が19万1,000円ありまして、こちらを交付の上限単価7,000円で割りますと、残り27アールほどの遊休荒廃農地が今年度の予算で再生できるということになっております。

ですので、地区の方から何かご相談がありまして、農業委員様のほうから地区の農業の状況を見て、何かこの事業を使えそうな農地などがありましたら、また農政課のほうにご相談いただければ、こちらの事業を活用して遊休農地再生につなげていくということにできると思いますので、ぜひ

こちらのほうもよろしく願いいたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして、皆さんのほうから、柳澤さん。

柳澤農業委員 ありがとうございます。
今の説明で該当する耕作者、1名すぐ思い浮かんでいるんですけども、そのほかに、実はこの制度というか、もう私自身があまり知らなかったということもあるんですけども、昨年度から遊休地を要するに使えるようにして、引き続き今年度もそこで稲や、それから野菜を作っているという、そういう方がまた別にいるんですよ。こういったものもこの事業の対象に今年度申請していいんでしょうか。

山下（農政課）事務員 それは今年度も、今の現状でまだその農地が遊休化しているという現状でしたら使えるんですけども。

柳澤農業委員 いや、ですから昨年度から始めているんで、ある程度きれいにして、今年度もそこでお米とか野菜を継続して作付しているんです。ですから、そういうものを遡ってと言うとちょっとおかしいかもしれませんが、こういった補助の対象にしているものかどうかということです。

山下（農政課）事務員 そうですね、それは現場を確認一度させていただいて……

柳澤農業委員 つまり今年度から新たにやったものじゃないと、これには該当しないという理解でいいんですか。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 農政課、川村でございます。本日はご苦労さまです。
着座にてちょっとお答えさせていただきます。
本事業は、当該年度に着手して、当該年度で終了。つまり、申請の前、申請をしてから着手という形を取りますので、継続のものは該当外。ただし、例えば2反歩あるうち、去年は1反歩をやりました。残りの半分、1反歩が残っています、手つけなしで。これを申請して、本年度やるという場合は構いません。
今、前段で申し上げたのは、去年の時点で例えば上の部分を刈り払いして、今年伐根をするというものに対しては、単年度事業としてはちょっと成り立たないということになりますので、お願いしたいと思います。

議 長 はい。

柳澤農業委員 そうすると、申請をして、そして了解されたものについて着手するという意味でいきますと、今年度はもうその荒廃地を4月くらいから手をつけて、実際にそこで野菜や米を作れるようにして、もうその収穫はほとんど終わっているんですよね、今年は。ですから、こういうものは、今の川村さんの説明だと、必ずしも該当しないという、そういう了解でいいんですか。

山下（農政課）事務員 はい、そうですね。申し訳ございません。本年度申請後に着手するものが対象ということになりますので、それは対象外ということになります。

議 長 二村喜子委員。

二村農業委員 作られている方が、借りている方が、施設に入所しちゃって、すごい草がもう大変なことになったので、周りできれいにしたんですが、そのままになっていて、これからもまだ伸びちゃうんじゃないかなってというようなところがあるんですけれども、そこはこの対象にはならないですかね。

山下（農政課）事務員 今の現状が、もう遊休化……

二村農業委員 きれいになっているんです。

山下（農政課）事務員 きれいにいになっている。

二村農業委員 今はなっているんですけれども、でもこれからまた誰も今現在、作るって決まってないので、また今後なると思うんですけれども、それは駄目ですか、すみません。

議 長 はい。

川村（農政課）課長補佐 お答えさせていただきます。

お手元の資料で先ほどもちょっと説明させていただきましたが、まず3の対象要件のところで、2年以上耕作されていないこと、つまり農業委員会ですので、分かりやすく言えば、毎年農地パトロール、ご尽力されてやっていただいているところですが、2年連続で遊休荒廃農地という指定を受けている、そういった条件です。

例えば、じゃ2年連続受けていたものをやるっていった場合、6の交付条件のところにありますとおり、5年以上継続して耕作すること、またそれに加えて、2番の補助対象者、遊休荒廃農地を取得または貸借する者、そういったことの要件がございしますので、全くならないわけではないんですけれども、この要件と合致すればできるというように解釈いただければと思います。

二村農業委員 分かりました、すみません。

議長 塩原委員と、倉科委員、続けて質問してください。
倉科委員から。

倉科農業委員 すみません、今日の午前中にちょうど先ほどリストに載っていた遊休農地を借りていただける人を探して、相手方からも了解を取ったところなんですけれども、1つは、窓口は梓川の支所でも対応していただけるのかどうかということと、もう一つ、これ重要なんですけれども、3筆あって、1筆は相続がされているものですから、今の所有者の方と利用権設定できそうなんです、もう2筆は、おじいさんの代ぐらいまで遡っちゃうのか、もう今、お亡くなりになっていない方なんですよね。農政課に今日もさっき行ってきて、こういう案件だという話をして、相続していただくようお願いしましたがけれども、短期間での利用権設定ができないんじゃないかという状態なんです。だけれども、その筆は3筆で1枚の農地になっているものですから、部分的にやるとかということはできないもので、所有者の相続人の人と話をしているものですから、もうとにかくきれいにしてほしいということで、自由に使ってほしいというふうに言われているもので、そういった案件については、先ほども説明ありましたがけれども、賃借なり貸借が設定できなければ駄目なのか、手続中であれば可能なのか、その辺、扱いは全部農政課だものですから、どんな判断していただけるかお願いしたいと思います。

議長 塩原委員、続けて質問をお願いします。

塩原（秀俊）農業委員 すみません、自分の父親が荒れていて、それを息子が荒廃地を解消した場合、対象になるかということと、もう一個は、国の交付金もありますよね、荒廃地の。これは松本市の単独ということになれば、国の交付金と併せてもらえるという解釈でよろしいですかね。

議長 川村補佐、4点。

川村（農政課）課長補佐 まず、倉科委員さんからのご質問ですけれども、原則論で考えますと、2番の補助対象者のところに、取得または賃借する者とありますので、2筆分、2筆というか、部分的な部分ではできないんですけれども、先ほどちょっと柳澤委員さんのときにも申し上げましたが、3筆あるうち、全体が例えば3反歩ありました。賃借できる1筆が1反歩、ほかの2筆が1反歩、1反歩で合計3反歩というような農地の場合に、賃借できる1反歩分に換算して、その分を補助対象にする、いわゆる部分的な部分だけ補助対象にするということは可能だと思いますので、ご理解願いたいと思います。

続きまして、塩原委員さんのほうの親子関係の話ですけれども、基本的にはやはり親子関係というのは補助対象から外させていただきたいと思いま

す。

もう一点の国の交付金なんですけれども、ちょっと国の交付金使えばいいんですけれども、正直なところ、非常に使い勝手が悪い。こんなこと総会で申し上げて申し訳ないんですけれども、例えばリンゴの改植に対するものはできないです、国の交付金は。昔はできたんですけれども、今、新設された国の交付金はいけません。昔の県単はたしかできたと思いますけれども。ですので、やってやれないことはないんですが、大分厳しいものだというふうに考えますので、お願いしたいと思います。

それと、もう一つ、ごめんなさい、倉科委員さんのときのご質問で、梓川支所での対応が可能かということなんですけれども、梓川支所の職員では対応できませんので、私どもに事前にご連絡いただければ、梓川まで飛んで行って、足を運んで、それで直接こちらのほうまで来てもらわなくても、現地もどのみち見なきゃいけないようなこともございますので、相談者の方と一緒に話に入っていければと。その辺は足を運ばせていただきますので、相談者の方にもその旨お伝えしていただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。

議長

ありがとうございました。

梓川だけじゃなくても、マンパワーの問題、どこかそういう事例が出たら、お越してくださいという……

川村（農政課）課長補佐 当然、先ほどありました中山間の関係で、四賀支所というのもございますので、それは同じ対応をさせていただきたいと思います。

議長

小林委員。

小林農業委員

すみません、農業委員のほうで現地を見てもらうようなこともあると言われたんですけれども、それは農業委員会事務局から来るのか、農政課のほうから来るのか。

私たちとしては、やっぱり農業委員会事務局を通じてもらわないと、農政課から来ても、ちょっと場所とかいろいろ分からないので。

議長

基本的にあれだね。状況調査で遊休荒廃地としてカウントしたものが対象ということになると思いますので、その辺の関連性、川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 今、議長のほうでおっしゃったとおりでして、基本的に毎年の農地パトロールをやっていただいて、2年以上カウントされたものになりますので、ただ、新しい委員さんというのはまだ農地パトロールやってないもので、現地把握されてないんですけれども、2年目以降には必ず農地パトロールの段階で遊休荒廃地のところをご確認いただいていると思うので、位置的には分かるかと思います。

ただ、委員さんご指摘のとおり、やはり農政課職員だけでなく、農業

委員会事務局職員両方で来ていただいたほうがいいということになれば、それは全くやぶさかではございませんので、連携してやっていけるようにできたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、ちょっとこの場をお借りして補足させていただきたいんですけれども、こちらの事業、業者委託していただいても構いません。例えば、1反歩ですと、これ、アール当たり7,000円ですので、1反歩だと上限が7万円になります。業者委託をしたときに、5万円かかったとすると、丸々5万円が出ます。ただし、業者委託したときに、10万円かかってしまったという場合は、上限が7万円ですので、申し訳ないですが、補助金は7万円、自己負担が3万円。ただし、これ、お支払いする方法ですけれども、業者に一旦お支払いした領収書をもってしてのこちらの交付となりますので、一旦は立替え払いをしてもらわないといけないと、こういった制約もございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 小林委員、いいですか。

小林農業委員 はい。

議 長 オーバーフローしたらどうする。オーバーしたら。今、柳澤さんのところでもう使い切るんでしょう。

柳澤農業委員 いやいや、私のところは、まだこの条件にぴったりはまらないと使えないというお話だった。

議 長 ああ、そうですか。じゃ、心配していましたが、そういうことですので、資源に限りありますし、また本当に7万円、税金使って7万円が果たしていいかどうかというのも、またそれぞれ事務局なりのところでちょっと検討して、多けりや多いほどいいで、その辺を見たんだろうが。
矢嶋さん。

矢嶋農業委員 本年度の予算残額ですけれども、新年度、令和7年度の当初予算はどのくらい要求するのか。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 議会の関係もございますので、やはり委員さんご承知のとおり、予定というか、担当課のほうとしては、やはり継続して、遊休荒廃地の対策というのはやっぱり重大な事項ですので、継続してやっていきたいというような段階です。

今、予算折衝等々しているところなんですけど、あくまでも担当課としては継続して要望していきたいと思っているというお答えでとどめさせていた

できれば、大変助かります。

久保農業委員 今年度幾ら要求していたの、総数で。

川村（農政課）課長補佐 52万円です。

議 長 事務局責めてもいけないが、もしそういうことで、需要があるなら、また柳澤委員長いるし、我々も組織で増やすなり、金額なりとか、その辺も意見書の中で取り込めるものなら、皆さんの意向によって、それも我々運動する必要もあるんじゃないかなと思いますので。

久保農用委員 川村さん、52万円使わないと、予算できないんだよね、要求ね。だから、うんと使えということだよね、これ、残りを。ざっくばらんに言えば。

川村（農政課）課長補佐 おっしゃるとおりです。そのように考えて、農業委員会も農政課もウィン・ウインの関係でいければと思っておりますので、ご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

議 長 よろしいですかね。またそれぞれまた具体的な事案は、また農政課の担当と話をしながらお願いしたいと思います。
 これはご承知おきをお願いしたいと思います。
 それでは、続きまして、農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆様、日頃は大変お世話になっております。松本農業農村支援センターの山戸と申します。

 着座にて情報提供させていただきます。

 別冊に松本農業委員会定例総会資料というものがあると思いますので、そちらをご覧くださいければと思います。

 5点ありまして、1点目なんですけれども、2024年の気象表ということで、いいですかね、別冊になるのですが、いいですかね。

 説明させていただきます。

 2024年の気象表ということで、ここ最近はちょっと平年並みに戻ってきたところもあるのですが、10月に入って前半は著しく高温が続いておりまして、気温は平年より高くなっているところです。引き続き暖かい空気に覆われやすく、高くなる予報というものが気象庁から出ている状態です。また、向こう1か月の降水量は多く、日照時間は少ない予報となっているところです。

 次、2番なんですけれども、主要農作物の生育概要ということで、10月20日現在のものになります。

 一部分だけ説明させていただきますが、水稻に関しては、予想収量は県全体で101、中信で101というふうになっております。コシヒカリは1

等米比率98%前後というものが予想で出ているところです。

リングに関してなんですけれども、今年の気象もありまして、現在、ふじが低酸で、低でん粉という状況が続いております。今後の熟度というものが心配されているほか、胴部分の裂果というものも少し見られるような状況となっております。ほかの品目については、また詳細見ていただければと思います。

次に、3番についてなんですけれども、2025年ゼロカーボン達成に向けて、農業分野での取組にご協力くださいということで、県からのお知らせのチラシをつけてありますので、こちらもちょうと詳しく見ていただければと思います。

次に、4番、5番はカイゼンというところのものに関する内容になってくるんですけれども、6ページなのですが、カイゼン手法活用推進研修会参加者募集ということで、昨年はこちら、12月に開催させていただいた研修会についてなんですけれども、トヨタ式カイゼン手法というものです。徹底した無駄の排除による品質や作業性能向上を図る手法になってくるのですが、こちらについて、トヨタの講師にカイゼン手法というものを教えていただく、学ぶ研修会というものを開催します。

昨年在3時間で、結構内容を詰めた忙しい内容になってしまったんですけれども、今年に関しては、1日、ちょっと5時間という長い時間になるんですけれども、そちら、5時間かけてじっくり学べる内容となっておりますので、またご興味のある方ですとか、こういうものに取り組んでみたいと考えている方にお声をかけていただければと思っております。

5番目なんですけれども、こちらはちょっと参考となるものをつけてない状態なんですけれども、11月から募集をスタートさせる予定なので、まだチラシ等がない状況なのですが、事前にちょっとお伝えしようかと思って書かせていただきました。

こちらなんですけれども、松本地域のカイゼン手法活用研修ということで、特に農業女性を対象とした講座にさせていただいております。何かと忙しい女性農業者が農作業を楽にできるようにということをテーマに、先ほどお話ししたトヨタのカイゼン手法というものを実践的に学べるような講座を2日にわたり開催する予定となっております。無駄の見つけ方ですとか、仕事のパートさん等への教え方のポイントですとかを1日目が、こちらトヨタの講師をお願いしまして、講義していただきまして、2日目に関しては、実際には動画を見ながらグループ討議ということで、動画を見て、農作業現場での改善点を見つけるというような内容となっております。

こちらはちょっと女性農業者対象ということでなっているんですけれどもまた農業経営者、女性農業経営者の方ですとかにまた募集をかけさせていただきますので、そういうものに興味ある方がいましたら、皆様のほうからもお声をかけていただければと思います。

以上となります。

それでは、事務局から連絡ありますか。

上條局長補佐

それでは、私、上條のほうからお願いいたします。

私、情報・研修委員会の事務局をやっております、先般、河西委員長の下に情報・研修委員会を開きまして、先進地視察を計画しました。12月を予定したんですが、ちょっといろいろな事情がございまして、来年の1月に予定をしていきたいと思っております。1泊2日で関東方面を予定しております、皆様方、また時期とかありますので、11月の議案の発送のときにでも情報提供で入れさせてもらいたいと思っておりますが、ちょっとどこまで話進むか分かりませんが、そういう計画を立てておりますので、皆さんの出席をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他。

はい。

草田係長

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他、皆さんで発言ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

これで議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 7 番

議事録署名人 8 番
